

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加することに伴う規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 32 条及び第 33 条等関係)
 - (2) 特別緊急関税制度等に係る規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 14 条及び第 18 条関係)
 - (3) アルコール製造用の糖みつに係る関税の減税措置及び関税割当制度を廃止することに伴う規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 32 条及び第 33 条並びに関税割当制度に関する政令別表等関係)
2. 知的財産侵害物品の輸出入差止申立てが効力を有する期間として希望することができる期間を 2 年以内から 4 年以内に延長することとする。(関税法施行令第 62 条の 3 及び第 62 条の 17 関係)
3. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく牛肉に係る特別セーフガード措置について、輸入数量の算出に関する所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 19 条の 3 関係)
4. 特恵関税制度について、特恵関税の便益を与えない物品として中国を原産地とする特定の物品を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第 25 条関係)
5. イエメンの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からイエメンを除外することとする。(関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
6. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成 27 年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
7. 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間

の協定に基づく関税割当制度の対象物品の一部について、関税割当制度の対象から削除する等の所要の規定の整備を行うこととする。(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第2及び別表第3等関係)

8. その他所要の規定の整備を行うこととする。

9. この政令は、平成27年4月1日から施行することとする。